

最低賃金水準額について

第3条関係

市が、「富士見市の契約に係る労働環境の確認に関する要綱」第3条に基づき定める額は、以下のとおりとする。

1. 業務委託契約又は指定管理協定

富士見市会計年度任用職員の報酬等に関する規則（令和2年規則第8号）別表第1 その他業務の部甲の項に規定する事務補助員の時間額の報酬及び埼玉県について決定された最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第1項に規定する地域別最低賃金において定める最低賃金額（同法第3条に規定する最低賃金額をいう。）を参考とした額

時間単価＝1,082円

2. 工事請負契約

工事請負契約については、農林水産省及び国土交通省が毎年度決定する「公共工事設計労務単価」（埼玉県）の8割の金額を最低賃金水準額とする。

*ただし、令和6年10月1日以降に入札公告、指名通知又は募集する案件から適用する。